

令和4年第1回 千早赤阪村議会臨時会会議録

開会 令和4年1月17日
閉会 令和4年1月17日

千早赤阪村議会

令和4年第1回千早赤阪村議会臨時会

1. 招集年月日

令和4年1月17日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 議事堂

3. 出席議員

1番 千 福 清 英

5番 平 田 常 信

2番 井 上 浩 一

6番 田 村 陽

3番 服 部 幸 令

7番 藤 浦 稔

4番 徳 丸 初 美

4. 欠席議員

なし

5. 署名議員

6番 田 村 陽

7番 藤 浦 稔

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 南 本 斎

総 務 課 長 日 谷 順 彦

副 村 長 稲 山 喜与一

企 画 課 長 山 谷 光 代

教 育 長 栗 山 和 之

会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長 北 浦 信 行

理 事 赤 阪 秀 樹

福 祉 課 長 尾 谷 浩

理 事 菊 井 佳 宏

教 育 課 長 森 田 洋 文

7. 職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長 柏 原 美 佳

議会事務局主査 石 橋 成 元

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 専決処分（令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算（第11号））の承認を求めることについて

日程第4 議案第2号 令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算（第12号）

日程第5 議案第3号 動産の取得について

日程第6 議案第4号 動産の取得について

日程第7 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する

事項について

午前10時30分 開会

○千福議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は7名です。定足数に達していますので、令和4年第1回千早赤阪村議会臨時会を開会します。

まず初めに、1月17日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

田村議会運営委員長。

○田村議会運営委員長 本日、1月17日に開催しました議会運営委員会におきまして、臨時会の上程予定議案の審議方法を審査しましたので報告いたします。

まず、本日の付議案件は議事日程のとおり、議案第1号から議案第4号の4件と議会運営委員会の閉会中の継続審査です。

議案第1号から議案第4号までの4議案の審議方法については、本会議において審議することに決しております。

次に、議事日程7、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを採決いたします。

また、本臨時会の会期は1月17日の1日と決していますので、併せてご報告いたします。

以上です。

○千福議長 ありがとうございます。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○千福議長 議事日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番田村議員、7番藤浦議員を指名します。

~~~~~

○千福議長 議事日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1月17日の1日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1月17日の1日と決しました。

~~~~~

○千福議長 議事日程第3、議案第1号専決処分（令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算（第11号））の承認を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第1号は、令和3年12月27日付で専決処分いたしました令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算（第11号）について議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、住民税非課税世帯等に関する臨時特別交付金における事務費に係る経費を補正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○千福議長 詳細説明を日谷総務課長。

○日谷総務課長 それでは、議案第1号令和3年12月27日付で専決処分いたしました令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算（第11号）につきましてご説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ7,626万7,000円を追加し、予算総額を35億9,784万2,000円とするものでございます。

それでは、10ページをお開き願います。

まず、歳出でございますが、一般管理費、文書広報費及び介護保険費は、国庫補助金を令和3年度の現計予算に充当するものでございます。

会計管理費の会計事務費は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業に伴う振込手数料でございます。

社会福祉総務費は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業に係る事業費や職員人件費、会計年度任用職員人件費などの経費でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

国庫補助金は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務費補助金及び事業費補助金でございます。

繰入金は、財政調整基金繰入金でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○千福議長 お諮りします。

議案第1号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって議案第1号については委員会付託を省略いたします。

これより議案第1号に対する質疑に入ります。

ありませんか。

藤浦議員。

○藤浦議員 この議案第1号について、ちょっと私ごとにもなるんですけども、私が区長とか議員とかとして再三要望していた件についてです。

府道富田林五條線の路面標示や安全対策を行っていただくことに感謝します。まだ残された路線もあるので、引き続き積極的に取り組んでいただくことを要望しておきます。

職員さんも今回の補正予算の非課税世帯臨時給付金や3回目のコロナワクチン接種などで、新庁舎建設もようやくスタートし多忙となりますけども、体調管理に気をつけてもらいながら、村長もいつも言っておられる村民の安全・安心のために引き続き取り組んでいただきたいということを要望しておきます。

以上です。

○千福議長 ほかにありませんか。

田村議員。

○田村議員 今回の一般会計補正予算、この第11号において、専決に至った理由というのを伺いしてよろしいでしょうか。

○千福議長 尾谷課長。

○尾谷福祉課長 本件につきまして、事業のほうが専決に至った経緯というご質問でございますけども、昨年12月に国のほうから一定の事業の概要がございました。一定のスケジュールでいきますと、なるべく準備ができた自治体から早急に事業を始めていただきたいという国のほうのご案内もございました。世間の事情と、また先に給付を行っておりました子育て世帯への臨時特別給付金、子どもさんお一人につき10万円の給付等の状況も踏まえて、非常に住民の方からのご反応といたしますかご質問等も福祉課のほうに寄せられておりました。

やはり、事業を早急に着手して開始し、一日でも早くこの給付の事業を進めるのが最善と判断いたしましたので、今回専決で予算計上させていただいた次第でございます。

以上です。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 分かりました。その件につきまして、ではこちらの振込っていうのは大体い

つ頃行われる予定なのかお伺いたします。

○千福議長 尾谷課長。

○尾谷福祉課長 今現在、スケジュールといたしましては、非課税世帯の対象の世帯の抽出のほうを税務課のほうで行っていただいております。その対象世帯の抽出といたしますか、予算のまず電算会社との契約ですので、こちらの設計を今最終詰めておる段階でございます。その契約が出来次第、早急に対象者の抽出のほうのデータを行いまして、そこからまず現状の非課税世帯と思われる方につきましては、村のほうから確認書という形で口座の情報等含めてこちらのほうの振込でよろしいですかというご案内を通知させていただく形になります。

こちらのほうは、早ければ2月10日前後、中旬ぐらいまでには作業を終えられるのではないかなというふうに今のところ見込んでおるところです。もちろん前倒しでその抽出作業が早く済むのであれば、もっと早くご案内のほうをさせていただきたいと思います。

実際に、家計急変の世帯の部分につきましては、これは申請ということになりますので、こちらの申請のご案内も随時ホームページや機会があるところで広報のほうはしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○千福議長 ほかにありませんか。

田村議員。

○田村議員 こちらは2月中頃に確認書を送付して、その確認書に申請書みたいなものがついているということですかね。それで、申請して給付という流れになっていくということでしょうか。

○千福議長 尾谷課長。

○尾谷福祉課長 手続の流れとしましては、先生がおっしゃられましたとおり、まず確認書というのをご案内させていただきます。確認書では私は非課税世帯に間違いありませんということを宣誓していただいて、返信用の封筒を同封しておりますのでそれで返信いただくこととなります。その返信をしていただきまして確認ができた世帯から順次振込のほうをさせていただくと。申請といたしますか、こちらのほうで非課税世帯というのがもう確認できている世帯につきましては、そういう形で口座情報やそういったものが間違いありませんということを確認していただくという手法になります。それ以降にお支払いのほうをさせていただくという形になります。

以上です。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 分かりました。では、ちょっと確認なんですけど、この申請が返信されない場合には振り込まれないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○千福議長 尾谷課長。

○尾谷福祉課長 はい。一定まず宣言していただくというか、前回の臨時特別給付金の口座情報等を基にこの口座に振り込ませていただけてよいですかというお伺いの確認書ですので、それを返送していただかない限りはその口座情報が確定できませんので、返信していただかないとお振込ができないということになります。

○田村議員 分かりました。

○千福議長 ほかにありませんか。

井上議員。

○井上議員 家計急変とか今までの住民税非課税の世帯ということなんですけど、基本ベースで大体どれぐらいの世帯があるんでしょうか。

○千福議長 尾谷課長。

○尾谷福祉課長 今回の予算の計上で見込ませていただいている部分にはなるんですけども、非課税世帯で約652世帯、あと家計急変でおおむね1割程度の申請があるのではないかとところで65世帯ということで、今のところ見込んでおるところです。

以上です。

○井上議員 ありがとうございます。

○千福議長 ほかにないですか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 これにて質疑を終結します。

これより議案第1号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決まら



た。

~~~~~

○千福議長 議事日程第4、議案第2号令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第2号は、令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算（第12号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ128万7,000円を追加いたしまして、予算総額35億9,912万9,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、各小・中学校におけるタブレット端末のACアダプターの購入経費等を補正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○千福議長 詳細説明を日谷総務課長。

○日谷総務課長 議案第2号令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算（第12号）につきましてご説明させていただきます。

歳入歳出それぞれ128万7,000円を追加し、予算総額を35億9,912万9,000円とするものでございます。

それでは、10ページをお願いいたします。

歳出でございますが、教育指導費は各小・中学校におけるタブレット端末ACアダプターの購入経費でございます。

一般管理費及び学校維持管理費は、各小・中学校の消防設備点検において不良箇所の修繕費に伴う経費でございます。

8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

教育費国庫補助金は学校保健特別対策事業費補助金で、事業費の2分の1の経費が補助対象となっております。

基金繰入金は、財政調整基金からの繰入れでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○千福議長 お諮りします。

議案第2号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略するこ

とにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

田村議員。

○田村議員 頂いてる資料で、今回ACアダプターを50本購入するということになってますけども、この50本という数の根拠というのはどのあたりにあるのかをお伺いします。

○千福議長 森田課長。

○森田教育課長 今回のACアダプターにつきましては、2学期からも子どもたちが家庭にタブレット端末を持ち帰っておるところでございます。

その際に、ACアダプターも一緒に持って帰りまして家で学習をしておるところなんですけれども、家庭での充電ができてないケースとそのACアダプター、タブレットは持ってくるんですが、アダプターを忘れてくる子どもたちが非常に出てきているというところで、タブレット端末を開けてみるともう充電がほとんどない状態というところで、学校での使用に支障が出てきているというところなんです。

今回、50本というところは根拠的には1校100人程度の児童・生徒なんですけども、余裕を見てですけども、半数程度確保しておけば子どもたちも学校で支障なく使えるであろうという判断で、今回補正予算をお願いしたところでございます。

以上でございます。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 分かりました。一つ、タブレット端末の一種の予備というかそういった形でのご購入ということですね。分かりました。

今ちょっとお聞きしてて気になったのが、児童の方が家に持ち帰って、そして充電せずに学校に持ってきた場合、授業でも使うと。そのときになると、全然充電されていない状態になる可能性はあるわけですよね。そういう場合というのは、現状こういった形で対応されているのでしょうか。

○千福議長 森田課長。

○森田教育課長 当初、タブレット端末を購入したときに保管庫を各教室に置いてるんですけども、その保管庫にACアダプター、充電線を挿してタブレット端末を接続して充電

するという方法なんですけど、実際忘れてきたら、そこに入れてたらやっぱり二、三時間の充電時間が必要になってくるんで、その際は延長コード等を利用してACアダプターを使ってタブレットとつなぐというような措置になるかと思っています。

以上でございます。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 そうなってくると、1台でしたら対応できますけど、児童数が少ないというものもありますけど、何台にもなってくるとなかなか対応も困っていったと、そういう意味では予備があったほうが運営していきやすいということかな。はい、了解いたしました。

ここで、もう一つお聞きしたいのが、今回これ消耗品として計上されているんですけども、こちらACアダプターは消耗品っていうとちょっと僕らの感覚ではずれるなっていう感じがするんですけども、今回これ消耗品ということで計上されている理由というのはどのあたりにあるのかお伺いします。

○千福議長 森田課長。

○森田教育課長 ACアダプターの1台当たりの単価が5,000円程度を見込んでおまして、一定の期間は使えるとは思いますが、金額的に非常に低うございますので、村のルール上一定の安価なものについては消耗品という扱いで計上させていただいております。

以上でございます。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 1つは1万円以内というルールがありますけれども、もう一つ物の性質によって、これが備品になる場合もあると思うんですよね。なかなかそこら辺のルールがちょっと一致してないなという感じがしますので、当然教育課の話というより全庁的なことになってくるんですけども、またちょっとご検討いただきたいなというふうに思います。

以上です。

○千福議長 ほかにありませんか。

平田議員。

○平田議員 小学校と中学校の消防関係の修繕費とありますが、具体的な内容を教えてほしいんですが。

○千福議長 森田課長。

○森田教育課長 学校施設につきましては、毎年消防設備の点検ということで、法律に基づいて実施をしておるところでございます。

今回、一定の不良箇所が見つかりまして、できるだけ早く修繕したいということで、当

初予算でも修繕費組まさせていただいてるんですが、ほかで今回小・中学校で修繕箇所が多くございまして不足が出てまいりましたので、補正をさせていただくものでございます。

内容につきましては、大きく各校とも自動火災報知設備にバッテリーがついてるんですけども、しばらく交換してなかったもので指摘を受けた件と、あと千早小吹台小学校でしたら、消火栓のホースの耐圧試験がこれもできておらず、ホースが非常時にもつかどうかの試験をする必要があるというご指摘、あと非常灯でありましたり細かな表示板でありましたり、一定割れてるとか球が切れてるとかその辺含めてございましたので、今回の補正予算で計上させていただきました。

以上でございます。

○千福議長 平田議員。

○平田議員 ありがとうございます。建物自身が学校のほう徐々にやっぱり年数たっついてますんで、予算的には今後こういう修繕費というのはどれぐらいの増で予算を組んでいらっしゃるか教えていただければと思います。

○千福議長 森田課長。

○森田教育課長 例年、当初予算で先ほども申しあげましたように計上させていただいておるところですけれども、修繕箇所によりましては幾らかかるというのはなかなか見込めないところで、当初予算では概算で1校当たり五、六十万円程度予算計上させていただいておるところでございますけれども、もし多額の費用が要るようであれば今回のような補正予算をお願いするケース、それでも間に合わなかったらまた財政部局と相談の上予備費を充当いただくということで対処したいと思っております。

以上でございます。

○平田議員 ありがとうございます。

○千福議長 よろしいですか。

○平田議員 はい。

○千福議長 ほかにありませんか。

井上議員。

○井上議員 今、平田議員が質問された件で、報知器バッテリーというのがあったんですけど、これは火災報知機のバッテリーですか。これに関しては、例えば定期的に電池を替えるとかそういう何か決まりはないんでしょうか。

○千福議長 森田課長。

○森田教育課長 基本的には、毎年点検で対応できるかどうかというのを専門事業者さん

に確認をしていただいておりますところをごさいますて、その際に電池でありましたりバッテリーが不良であるということでご指摘をいただいたときに交換していくというふうなことになっております。

ただ、現場で先生方毎日常時目視もしていただいでて、明らかに電源がついていないとかということであれば、その都度修繕ということでご対応しておりますところをごさいます。

以上でございます。

○千福議長 井上議員。

○井上議員 ちょっとよく分かんないですけど、そのバッテリー自体は耐用年数とかあって、ある程度したらやっぱり交換しないとあかんと思うんですけど、点検のときにしか見ないということですか。

○千福議長 森田課長。

○森田教育課長 毎年点検をしておりますところをごさいますけれども、専門事業者さんも一定見落とされた年とかあるようでして、今回点検したときにもう既に10年以上経過してるとか5年以上経過してるとか、バッテリーの種類によって変わるんですけども、そういうご指摘があったというところをごさいます。

以上でございます。

○千福議長 井上議員。

○井上議員 やっぱり火災報知機って非常に大事やと思いますんで、気をつけていただかないと駄目やと思いますんで、業者さんには重々言ってもらって、これからそういうことがないようによろしく願いいたします。

以上です。

○千福議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 これにて質疑を終結します。

これより議案第2号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 続いて、議事日程第5、議案第3号動産の取得についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第3号は、動産の取得についてでございます。

本議案は、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、700万円以上の動産の取得について議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○千福議長 詳細説明を日谷総務課長。

○日谷総務課長 それでは、議案第3号動産の取得についてご説明いたします。

本議案につきましては、令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業で、固定電話の利用による職場内の感染拡大を防止するためPHSを購入するものでございます。

まず、1の取得する動産につきましては、PHS電話機150台及びPHS接続装置、アンテナ18台でございます。

2の契約の方法は、随意契約でございます。

3の取得金額は、1,089万円でございます。

4の取得の相手方は、大阪府大阪市西区阿波座2丁目1番11号、西日本電信電話株式会社関西支店執行役員関西支店長小川成子でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○千福議長 お諮りします。

議案第3号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

田村議員。

○田村議員 PHS 150台及びPHS接続装置18台、こちらの単価をお伺いできますでしょうか。

○千福議長 日谷課長。

○日谷総務課長 まず、PHSの電話機でございますが、1台当たり税抜きで約3万7,000円掛ける150台掛ける消費税となります。

あと、アンテナでございますが、こちらが場所によって若干数字が異なりますけれども、1つ当たりが6万3,500円掛ける17か所と1か所が14万8,000円というちょっと1か所数字が違うんですけども、この合計額になります。

以上でございます。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 ありがとうございます。こちらの14万円というのは、何か基幹というんですかね、集約するような機具ということでしょうか。

○千福議長 日谷課長。

○日谷総務課長 こちらも同じくアンテナでございますが、場所が給食センター、少し場所が離れてるところということもございまして、あと残りの部分が役場庁舎と保健センターということで、若干その辺の距離的な問題もあるか分かりませんが、少しそこで単価が異なっていると思います。

以上でございます。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 こちらは、実際の運用としてはPHSから一度PHS相互のやり取りになるんですかね。それとも、PHSから一度内線を経由して着信となるんでしょうか、教えてください。

○千福議長 課長。

○日谷総務課長 基本的に1人1台、まずPHSを渡しまして、それぞれに内線が付与されます。当然、そのPHS間同士の通話もできますし、そのPHSから外線にかけることも可能になります。

ただ、外から入ってきた外線をそのPHSでは受けることはできないということございまして、若干その辺の利用の方法は一定のルールというのを決めて使用していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○千福議長 ほかにありませんか。

井上議員。

○井上議員 すみません、ちょっと分からないかも知れないですけど、これPHSなんですけど、大体通話範囲としたらどれぐらいまでいけるんでしょう。

○千福議長 課長。

○日谷総務課長 それは距離的な話ということでございますか。先ほど申し上げましたとおり、役場であったりとか保健センターとか、あと給食センターも言いましたけれども、くすのきホールも含めまして一応そのほうにアンテナを設置する予定です。当然、そのアンテナの届く範囲というような形の中での利用ということになりますので、何メートルというのはちょっと今分かりかねますけれども、一応状況としてはそういうことでございます。

以上です。

○井上議員 ありがとうございます。

○千福議長 ほかにありませんか。

徳丸議員。

○徳丸議員 このPHSの電話機150台ってあるんですけど、この内訳というのはどうなってるんでしょうか。教えてください。

○千福議長 日谷課長。

○日谷総務課長 すみません、内訳というのは、どういう。

○徳丸議員 どこに何台とかっていうふうな。

○日谷総務課長 すみません、先ほど申し上げましたとおり、職員1人1台手渡しますもので、どこにといいますか1人1台持つ状態ということでございます。よろしいでしょうか。

○千福議長 徳丸議員。

○徳丸議員 そしたら、役場とかくすのきホールとかそういうところ全て役場の職員が1人1台ということですね。

○千福議長 日谷課長。

○日谷総務課長 ご指摘のとおりでございます。

○千福議長 ほかにありませんか。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 これにて質疑を終結します。

これより議案第3号に対する討論に入ります。



討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第3号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 議事日程第6、議案第4号動産の取得についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第4号は、動産の取得についてでございます。

本議案は、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、700万円以上の動産の取得について議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○千福議長 詳細説明を日谷総務課長。

○日谷総務課長 それでは、議案第4号動産の取得についてご説明いたします。

本議案につきましては、令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業でございまして、新型コロナウイルス感染対策として千早赤阪村議会議場会議マイクシステム機器を新たに取得するものでございます。

1の取得する動産につきましては、別紙のとおりでございまして、会議マイクシステムの機器一式でございます。

2の契約の方法につきましては、事後審査型条件付一般競争入札による契約でございます。この一般競争入札につきましては、2者が入札し12月27日に開札を実施いたしました。開札の結果として、落札候補者について審査を行い、1月11日付で仮契約を締結しているものでございます。

3の取得金額につきましては、1,050万5,000円でございます。

4の取得の相手方は、大阪市北区中崎西4丁目2番27号、株式会社東和エンジニアリング関西支社支社長河合慶二でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○千福議長 お諮りします。

議案第4号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 これにて質疑を終結します。

これより議案第4号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 議事日程第7、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

本件につきましては、議会運営委員長の田村委員長から閉会中に次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について調査を行いたいとの申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり閉会中に調査を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

以上をもちまして本臨時会に付議された案件は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じ、令和4年第1回千早赤阪村議会臨時会を閉会します。

皆さんお疲れさまでした。

午前11時12分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長 千 福 清 英

議 員 田 村 陽

議 員 藤 浦 稔